大宜味村マイクロツーリズムクーポン事業取扱事業者募集要項

１ 趣旨

大宜味村が実施する「大宜味村マイクロツーリズムクーポン事業（以下「本事業」という。）の取扱事業者を募集するため、必要な事項について定める。

２ 取扱事業者の申込受付期限

令和３年１１月３０日（火）

３ ＯＭＴクーポンの利用期間

登録後　～ 令和４年３月６日（日）

４ 取扱事業者の登録資格

⑴　令和３年７月１日以前から、大宜味村内で本事業の特定取引に係る事業を行っている者。

⑵　大宜味村に住所を有し、大宜味村内において事業を営んでいる個人事業者で事業収入申告を行っている者。

⑶　法人においては、大宜味村内において事業を営んでおり、大宜味村に法人の設立届を行っている者。

⑷　新型コロナウイルス感染症への対応として感染拡大を予防する取組を実施できる者。

⑸　事業を行うための必要な法令等を遵守し、かつ、安全管理の体制が整えられている者。

⑹　宿泊業に関しては、旅館業法に基づく営業に関する許可を得ている者。

⑺　その他、⑴～⑵までの要件に該当しないが、村内での実績等が認められるなどにより、村長が特に認める者。

５ 対象外事業者

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第１項第２号に掲げる暴力団

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条に規定する営業を行う者

（３）特定の宗教又は政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

（４）入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置等を受けている者

（５）その他村長が不適当と認める営業を行う者

６ 利用済みＯＭＴクーポンの換金申出期限

令和４年３月１１日

７ 取扱事業者の厳守事項

（１）　登録事業者であることが分かりやすい場所へ取扱事業者登録証及び広報物等を必ず掲示すること

（２）ＯＭＴクーポンの利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないこと

（３）ＯＭＴクーポンの交換、譲渡及び売買を行わないこと

（４）ＯＭＴクーポンを自店舗で使われたかのように偽り、換金をしないこと

（５）村外にも店舗がある事業者については、大宜味村内にある店舗でのみ取り扱うこと

（６）　ＯＭＴクーポンの不正使用(偽造等)が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、

大宜味村役場企画観光課へ連絡すること

（７）大宜味村マイクロツーリズムクーポン事業実施要綱及び本要項に定める事項を遵守すること

（８）その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと

８ 取扱事業者の登録方法

（１） 取扱事業者の登録を希望する事業者等は、下記書類を大宜味村観光協会へ提出し、承認を得るものとする。

提出書類

① 取扱事業者申込書（様式第１号）

② 特定取引事業票（様式第２号）

③ 事業収入申告のわかる申告書（所得税、村民税等の申告書）の写し

④ 宿泊事業者においては、旅館業法に基づく営業許可証の写し

⑤ 体験事業者においては、ツアーにおける損害保険証の写し

⑥ 通帳の写し

⑦ 村税納税状況等確認同意書

＜申請先＞一般社団法人大宜味村観光協会

やんばるの森ビジターセンター内

〒９０５－１３１８ 大宜味村字津波９５番地

ＴＥＬ：０９８０－５０－５７０７

（２）承認した事業者等へは、登録事業者№の記入した取扱事業者登録証を発行する。

９ 登録取扱事業者の周知

（１）大宜味村ホームページに掲載

（２）村広報誌への掲載

（３）その他

１０ 取扱事業者の費用負担

登録にかかる費用及び換金にかかる費用は無料とする。

１１ 取扱店資格の喪失

大宜味村は、本要項８に定める行為に違約する行為が認められた場合には、換金の停止、取扱事業者の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

１２ 紛失等の責務

利用者から受け取ったＯＭＴクーポンの盗難、紛失、滅失は、取扱事業者の責務とする。

１３ 届出事項の変更

取扱事業者は登録事項に変更があったときは、速やかに村及び大宜味村観光協会に届け出るものとする。

１４ 事業主体 大宜味村 主管課：企画観光課観光係